

職員地区サポートチーム制度の概要

- 1 制度創設年月日 平成18年6月7日
- 2 趣旨
市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市職員がボランティアにより各地区住民自治協議会の活動を支援し、市民による自主的なまちづくりの発展に寄与することを目的とする。
- 3 支援地区の単位
市内30地区単位
住民自治協議会が設立された地区から、順次サポートチームを編成する。
- 4 募集の対象職員
全職員（部長級職員、臨時職員、嘱託職員を除く）
- 5 登録方法
企画課において募集を行い、地区ごとの登録制とする。
- 6 支援地区の選定
次の項目を考慮して、応募者本人が支援地区を選定する。
 - (1) 現住地区
 - (2) 出身地区
 - (3) 現住地区の隣接地区
 - (4) その他、希望する地区
- 7 登録期間
1年度（再登録は妨げない）
- 8 支援形態
住民自治協議会の要請に応じ、ボランティアとしてその活動を支援する。
なお、勤務時間内の支援活動は、所属長等の判断により職務専念義務を免除する。
- 9 サポートチームの組織
 - (1) 地区リーダー ... 支所長、連絡所長、地域振興課長（第1～第5地区）

- (2) 副リーダー ... 登録職員から選出
- (3) メンバー ... 登録職員

10 支援の内容

- (1) 住民自治協議会の総会、役員会等の会議へ出席し、必要な助言を行うこと
- (2) 担当地区のまちづくり計画の策定を支援すること
- (3) 住民自治協議会が主催する行事に参加すること
- (4) その他、まちづくり活動の推進に寄与するものとして地区リーダーが認めたもの

11 傷害保険の加入

登録職員は、傷害保険に加入するものとし、加入に必要な経費は市が負担する。

12 若槻地区におけるサポートチームの編成

若槻地区で4月28日に設立された住民自治協議会「コミュニティわかつき」における活動を支援するため、「若槻地区サポートチーム」を編成した。

- (1) 地区リーダー 若槻支所長
- (2) 副リーダー (後日、選出)
- (3) メンバー 15名

メンバーの状況

- ・課長級 2名
- ・課長補佐級 4名
- ・係長級 5名
- ・その他 4名